

# 令和8年度 国民健康保険税について

国民健康保険は、皆さまに納めていただく国民健康保険税と、県からの補助金、市からの繰入金などを財源として運営しています。

今年度の国民健康保険税については、国の制度に基づき、**賦課限度額及び軽減判定所得の見直しに加え、新たに子ども・子育て支援納付金が創設**されました。

今後も安心して国民健康保険をご利用いただけるよう、安定的な財政運営に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## ① 子ども・子育て支援納付金の導入について

少子化対策・子育て支援の拡充・推進のため、医療保険に加入する全ての方に新たな制度が開始されます。

所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割	賦課限度額
0.3%	1,100円/人	60円/人	700円/世帯	3万円

※下記の軽減措置に加え、18歳未満の被保険者に係る均等割については全額軽減されます。

## ② 賦課限度額(上限額)の引き上げについて

国民健康保険税の計算は、被保険者ごとに「医療保険分」「後期高齢者支援分」「介護保険分」「子ども・子育て支援金分(令和8年度より追加)」として算定されます。

区分ごとに賦課限度額が決められており、今年度は医療保険分の賦課限度額等を改正しました。

区 分	改正前	改正後(令和8年度)
医療保険分(基礎課税額)	66万円	<b>67万円</b>
後期高齢者支援分	26万円	26万円
介護保険分(40~64歳が対象)	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分	—	<b>3万円</b>
賦課限度額合計	109万円	<b>113万円</b>

## ③ 軽減判定所得の見直しについて

国民健康保険税の計算では、所得の少ない世帯に均等割・平等割で算出された金額から7割・5割・2割を軽減する措置があります。

区 分	改正前	改正後(令和8年度)
7割軽減判定所得	43万円 +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※1</sup> -1)	43万円 +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※1</sup> -1)
5割軽減判定所得	43万円+30.5万円×(被保険者数 <sup>※2</sup> ) +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※1</sup> -1)	<b>43万円+31万円×(被保険者数<sup>※2</sup>)</b> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※1</sup> -1)
2割軽減判定所得	43万円+56万円×(被保険者数 <sup>※2</sup> ) +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※1</sup> -1)	<b>43万円+57万円×(被保険者数<sup>※2</sup>)</b> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※1</sup> -1)

※1 給与所得者とは給与収入55万円を超えるかた、年金所得者とは65歳未満:年金収入60万円を超える、65歳以上:125万円を超えるかた。

※2 同じ世帯の中で国保の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者(特定同一世帯所属者)を含む。

➤ なお、令和8年1月1日時点で18歳以上の方については、学生等により所得が無い場合であっても、所得の申告がされていないと軽減措置が受けられないことがあります。

### 未就学児の均等割軽減

未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までにある方)にかかる均等割を5割軽減します。

※ 例:上記の7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額します。

### 産前産後期間相当分の国民健康保険税免除

当該年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当分が減免されます。

[問い合わせ先] 課税については … 税務課市民税係 **0599-25-1134**  
資格・給付については … 市民課保険年金係 **0599-25-1148**

